

政 令

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十五号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。
 第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項の表児童福祉法第二十條第五項の項及び母子保健法第二十條第五項の項を削る。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
 内閣総理大臣 安倍 晋三

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十六号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（中東呼吸器症候群の指定）

第一条 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。次条及び第三条第一項（同項の表を除く。）において単に「中東呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法の準用）

第三条 中東呼吸器症候群については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十五條、第十六條から第二十五條まで、第二十七條から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第三項を除く。）、第三十七條、第三十八條（第七項を除く。）、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十七條、第三十八條（第七項を除く。）、第五十八條（第八項、第九項、第十一項、第十三項及び第十四項を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）
法第十二條第一項	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	中東呼吸器症候群
法第十二條第二項	次に掲げる者 第一号に掲げる者については直ちに	中東呼吸器症候群の患者
法第十二條第二項	第一号に掲げる者については直ちに 第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	最寄りの
法第十二條第二項	同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に	直ちに
法第十二條第六項	第一項各号に規定する感染症	中東呼吸器症候群
法第十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルモネラの動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第二項	当該感染症に	中東呼吸器症候群に
法第十三條第二項	前項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第二項	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群
法第十三條第四項	同項の規定	前項の規定
法第十三條第四項	動物について	ヒトコブラクダについて
法第十三條第五項	第一項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
法第十三條第五項	同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八條第八項	一年前（結核指定医療機関にあっては、三十日前）	一年前
法第三十八條第九項	第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第三十九條第一項	又は第三十七條の二第一項の規定により	の規定により
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十條第二項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	第三十七條第一項
法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療
法第四十二條第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六條の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。） 若しくは診療所から	又は第二十条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者 医療 又は診療所から

法第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項	同項
若しくは第二十条若しくは第四十六條	又は第二十条	
感染症指定医療機関から第三十七條第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号	
場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合	場合	
第三十七條第一項及び第三十七條の二第一項	第三十七條第一項	
（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	に要する	
第十四條から第十六條まで	第十五條及び第十六條	
第十七條又は第四十五條	第十七條	
第二十二條第四項（第二十六條において準用する場合を含む。）又は第四十八條第四項	又は第二十二條第四項	
第二十一條（第二十六條において準用する場合を含む。）又は第四十七條	第二十一條	
（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	に要する	
第四号	第三号	
の費用及び同条第十二号の費用（第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。）	及び第十二号の費用	
第九号まで及び第十四号並びに	第七号まで及び	
一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症	中東呼吸器症候群	
場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合	
一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	中東呼吸器症候群	
場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合	
法第六十三條第二項		
法第六十一條第三項		
法第六十三條第一項		
法第六十一條第二項		
法第五十八條第五号		
法第五十九條		
法第五十八條第四号		
法第五十八條第三号		
法第五十八條第二号		
法第五十八條第一号		
法第四十三條第一項		
法第四十四條		
法第五十七條第一号		
法第五十七條第二号		
法第五十七條第三号		
法第六十三條第二項		

法第六十三条第三項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第六十四条第一項	前章 第十四条第一項及び第五項、第三十八條第一項 第十八条第一項	第六章 第三十八條第一項
令第六十六条	（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）第四十條第三項から第五項まで、第四十三條（結核指定医療機関に係る部分を除く。）第五十三條の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二十七第七項並びに第六十條	、第四十條第三項から第五項まで並びに第四十三條
令第二十五条第一項	）及び 第二十五条第六項（法第二十六条において準用する場合を含む。）	）前章及び 第二十五条第六項
令第二十七条第一項	第九号まで及び第十四号	第三号 第七号まで

（事務の区分）
 第四条 前条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條、第二十五条第四項、第三十八條第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（施行期日）
 1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）
 2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第三条において準用する法第五十七條（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九條若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三條の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 （地方自治法施行令の一部改正）
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）	第三項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十五条第四項、第三十八條第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理すること
---	--

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政令第二百五十七号
 平成二十六年七月十六日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令
 内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二十二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。
 第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
 十 ベータコロナウイルス属 MERSCORONAVIRUS
 附則
 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
 内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
 御名 御璽
 平成二十六年七月十六日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「チクングニア熱」の下に、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERS-CoRNAウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。
別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

一件につき 二、四〇〇円	チクングニア熱	一件につき 二、四〇〇円	チクングニア熱
	を	一件につき 四、一五〇円	に改める。

附則
この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十九号

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。ただし、同法第十五条第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十号

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等で政令で定めるものは、厚生科学審議会とする。

附則

（施行期日）
1 この政令は、がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の規定の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

2 厚生科学審議会令の一部改正
厚生科学審議会令（平成二十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「厚生科学審議会（以下「審議会」という。）を「審議会」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
（所掌事務）

第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十一号

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十一条並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員の範囲）
第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第十一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

（研究公務員の範囲）
第二条 法第十一条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員に給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるものうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時に承継される国の権利及び義務）
第二条 法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務
二 法第十六条各号に掲げる業務に關し國が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するもの

○厚生労働省令第八十一号
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令(平成二十六年政令第二百五十六号)第三

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三條第一項の規定による感染症の予防及び

告

示

○農林水産省告示第九百八十五号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七條第一項の規定に基づき、平成二十六年五月十

附則
(施行期日)
この省令は、中東呼吸器症候群を指定感染症

○厚生労働省令第八十二号
検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)第四十

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百五十八号)の施行の日から施行する。

Table with 10 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 複合肥料, 複合肥料, 複合肥料, 複合肥料, 複合肥料, 複合肥料, 複合肥料. Includes various fertilizer products and their manufacturers.